

## うるま市事業者支援情報LINE 運用規程

令和8年4月27日

うるま市経済産業部

### (趣旨)

第1条 本運用規程では、うるま市が運用する事業者支援情報提供用のソーシャルメディアにおける運用規程を定める。

### (対象アカウント)

第2条 本運用規程の対象とするソーシャルメディアのアカウント（以下、「本アカウント」という。）は次のとおりとする。

- ・LINEアカウント うるま市\_\_事業者支援情報

### (投稿する情報)

第3条 本アカウントで投稿する内容は以下のとおりとする。

- (1) 市内事業者に対する支援策やその他経済関係施策に関する情報
- (2) 経済関係施策の企画立案、実施、評価を行うために行う調査
- (3) 災害時などにおける緊急情報
- (4) その他管理責任者が必要と認める情報

### (管理責任者及び担当者)

第4条 本アカウントの管理責任者は、うるま市産業政策課長とする。

- 2 担当者は、うるま市産業政策課の職員で管理責任者が指名した者とする。
- 3 管理責任者は、本アカウントのパスワードを担当者以外に開示してはならない。

### (情報の投稿及び手順)

第5条 投稿する内容は、投稿を依頼する者（以下、「投稿依頼者」という。）が原稿等の案を作成し、管理責任者の決裁を経て担当者が投稿する。

### (投稿する内容の制限)

第6条 次のいずれかに該当するものは投稿しない。

- (1) 第3条の情報に該当しないもの
- (2) 特定の事業者の広報・宣伝等の商業活動を含むもの
- (3) 法令または公序良俗に反し、またはその恐れがあるもの

- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動を含むもの
  - (5) 他者を差別、誹謗中傷あるいはプライバシー、人権等を侵害する内容を含むもの
  - (6) なりすまし、虚偽の内容の投稿
  - (7) 犯罪行為に結び付く内容、及び犯罪行為を誘発させるもの
  - (8) その他、本アカウントで投稿することが不適切であると管理責任者が判断したもの
- 2 投稿された内容が前項に該当することがわかった場合、管理責任者は直ちに投稿を取り下げるなど、必要な処置を講じなければならない。

(免責事項)

第7条 本アカウントで投稿した情報の正確性や妥当性、著作権・肖像権侵害等の確認について、投稿依頼者がうるま市産業政策課である場合を除き、一切の保証を行わず、責任はすべて投稿依頼者が負うものとする。

(本アカウントの終了)

第8条 本アカウントは、管理責任者が必要と認めた場合及びその他の事情により一時閉鎖又は閉鎖する場合がある。この場合において、うるま市は一切の責任を負わない。

附則

この規程は、令和8年4月27日から施行する。